

(審査体制)

- ・論文審査委員は、3人又は4人（主指導教員1人を含む。）とする。
- ・主査は主指導教員をもって充てる。
- ・論文審査委員には、学位論文の内容に応じて関連分野の講師以上の教員を加えることができる。

(審査方法)

- ・学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文の審査申請を行う。
- ・学位論文の審査申請を行った者は、公開の場において学位論文を発表しなければならない。
- ・論文審査委員は、学位論文の審査及び試験を行う。

(評価項目)

1. 先行研究を十分に検討したうえで意義のある研究目的が適切に設定されていること。
2. 研究目的を達成するための適切な研究方法が用いられていること。
3. 当該・関連分野への貢献が期待できる研究内容であること。
4. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目のすべてについて水準に達していると認められること。併せて、論文審査及び試験を合格することにより、修士の学位論文として合格とする。